

島根労働局発表

平成27年6月30日

担	島根労働局総務部総務課
	総務部長 宮本 淳子
	総務課長 奥山 浩行
当	Tel 0852-20-7001

夕方を楽しく活かす働き方「ゆう活」に取り組みます —島根労働局では職員が取り組みを開始します—

島根労働局（局長 古田 宏昌（ふるた こうしょう））では「ゆう活」を広く周知し、地域社会において「夏の生活スタイル変革」を促進することを目的として、職員がゆう活に取り組むこととしましたのでお知らせします。

1 趣旨・目的

「夏の生活スタイル変革」とは、昼が長い夏は、朝早くから働き、夕方からは家族や友人との時間を楽しむなど、働き方を含めた生活スタイルを変革しようとする国民運動です。

こうしたことから、島根労働局では、「国家公務員における『夏の生活スタイル変革』（朝型勤務と早期退庁の勧奨）の実施方針」（内閣人事局）に基づき、職員の勤務時間を1時間早め、夕方からは家族や友人と過ごすなど、一日の時間を有効に使うため「ゆう活」に取り組みます。

2 実施時期

平成27年7月1日～平成27年8月31日

3 実施対象機関

実施する機関は、島根労働局、島根県内労働基準監督署等です。

なお、職員が交代で取り組みを行いますので、労働局、労働基準監督署、ハローワークの窓口業務取扱い時間は変わりません。

4 地域社会での取り組みの促進

島根労働局では、「働き方改革」の一環として、“朝型勤務”や“フレックスタイム制”等を活用した夏の生活スタイルを変革する新たな国民運動（ゆう活）が、県内企業に浸透するよう、個々の企業の実情に応じた自主的な取組を要請するなどの活動に取り組んでいます。

